**大阪府子ども施策審議会運営要綱**

参考資料２

（趣　旨）

第１条　この要綱は、大阪府子ども施策審議会規則（平成１９年３月３０日 規則第４９号。以下「規則」という。）第１２条の規定に基づき、大阪府子ども施策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第２条　会長は、審議会の会議の日の７日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議　事）

第３条　議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

　２　議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会

　　議に出席させて、意見を聴くことができる。

（議事要旨）

第４条　議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

　　一　審議会の会議の日時及び場所

　　二　出席した委員及び専門委員の氏名

　　三　調査審議の内容

（部会の設置）

第５条　規則第７条第１項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 調査審議事項 | 備考 |
| 交付金対象事業選定部会 | ・大阪府地域福祉・子育て支援交付金「子育て分野特別枠」分野別リーディング事業における対象事業の選定  ・その他「子育て支援分野特別枠」に関すること | 規則第7条第1項第5号により本部会の議決をもって審議会の議決とする |
| 計画策定部会 | ・子ども・子育て支援法及び大阪府子ども条例に規定する、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定に関すること |  |
| 母子家庭等  自立促進部会 | ・母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定及び同計画の推進に関すること | 規則第7条第1項第5号により本部会の議決をもって審議会の議決とする |
| 社会的養護  体制整備計画  策定部会 | ・社会的養護の課題や取組みの方向性を示す大阪府社会的養護体制整備計画の策定に関すること | 規則第7条第1項第5号により本部会の議決をもって審議会の議決とする |

２　部会の運営は、審議会に準じて行うものとし、規則及び要綱に定めのない事項については、部会長が別に定めるものとする。

附　則

　　この要綱は、平成２５年８月５日から施行する。

附　則

　　この要綱は、平成２５年１１月１１日から施行する。